

令和6年4月

# 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年4月総会議事録

1 日 時 令和6年4月15日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件  
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)  
第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)  
第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)  
第4号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について  
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権4件)  
第5号 長門市農地利用最適化推進委員の辞任について (1件)  
第6号 長門市農地利用最適化推進委員の欠員補充について (1件)

報告事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)  
(3件・農地中間管理事業に係る合意解約19件)  
2 農業用施設設置届受理報告 (1件)  
3 その他  
・次回総会 5月15日(水) 午前9時30分から 市役所4階会議室  
・現地調査 5月1日(水) 予定  
・農地利用最適化推進地区別会議  
長門地区 4月23日(火) 午前10時から 市役所4階会議室  
三隅地区 4月23日(火) 午後2時から 三隅支所  
油谷地区 4月24日(水) 午前10時から ラポールゆや  
日置地区 4月24日(水) 午後2時から 日置農村環境改善センター

4 出席委員(19人:議席順)

- |                    |           |           |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 岡藤 英雄           | 2番 村岡 清美  | 3番 岡島 史真  |
| 4番 西村 志おり          | 5番 大田 寛治  | 6番 河野 八千代 |
| 7番 中野 晴人           | 8番 山近 洋祐  | 9番 末永 恵子  |
| 10番 高林 司           | 11番 林 一志  | 12番 木村 友則 |
| 13番 名和田 栄治         | 14番 林 弘幸  | 15番 大田 裕美 |
| 16番 木村 正雄          | 17番 大汐 光晴 |           |
| 18番 深水 一男(会長職務代理者) |           |           |
| 19番 大野 耕作(会長)      |           |           |

5 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	北村 実瑛

## 6 会議の概要

議長  
(会長)  
挨拶

令和6年4月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案4件、追加議案2件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、3月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和6年4月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は19名、欠席委員はゼロでございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

1番、岡藤英雄委員、2番、村岡清美委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は264㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は現在、申請地を賃借して耕作しており、譲渡

人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、高齢で住居からも遠いため耕作が困難で、農業後継者もいないことから賃借人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から北北東へ約280mに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当、11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11番、担当の林です。

4月3日に、大野会長、事務局の方、推進委員の塩瀬さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

譲受人の●●さんは、譲渡人の●●さんから空き家を購入されて、隣接地である畑を現在耕作されており、その畑も購入してもらえないかというお話があり、今回の申請に至ったということです。

何ら問題はないと思いますので、皆様方の慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。  
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。  
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を  
求める。  
令和6年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
番号1。  
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿が畑、現況は  
荒廃、台帳面積は419㎡、行為をする面積は419㎡。  
申請人は、●●▲▲番地、●●さん。  
転用の目的は、資材置場です。  
理由としまして、自身が代表を務める会社の資材置場として使用するた  
め。  
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページ  
をご覧ください。●●から南東へ約320mに位置する農地です。  
また、5ページには公図、6ページには土地利用計画図を添付してありま  
す。  
ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。  
立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第8条第1項第1号が規定す  
る用途地域のうち、第1種低層住居専用地域に指定されていることから第  
3種農地となり、原則として転用が許可されます。  
次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。  
なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。  
(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、  
全額自己資金による対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確  
実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」につい  
ては、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると

考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により地下浸透し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件であり、令和3年4月頃、農地転用許可申請をすることなく転用を行ったものです。

申請者からは、農地法について不確知であったこと、今後、農地法を遵守する旨の始末書が長門市農業委員会会長宛てに提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当の8番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番 8番、山近です。  
4月3日、大野会長さん、事務局、それに私の4名で現地調査をいたしました。

場所は、●●の横の、●●の前にある第3種農地であります。  
事務局から説明がありましたとおりで、別に問題はないと思います。  
以上です。皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたします。  
続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局長  
補佐

事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を  
求める。

令和6年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については、登記簿  
は田、現況は荒廃、面積は929㎡。ほか1筆。

借受人は、●●▲▲番地、株式会社●●、代表取締役●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん、ほか1名。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、水稻育苗施設です。

理由としまして、借受人は、水稻栽培を行うにあたり、育苗施設の確保  
が必要なため、施設を設置することとした。貸付人は、高齢のため耕作が  
困難となり貸し付けることとした。自身が所属する会社での育苗が必要で  
あるため、貸し付けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページ  
をご覧ください。●●から西へ約1.7kmに位置する農地です。

また、8ページには公図、9ページから10ページには土地利用計画図等  
を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、●●につきましては農用地域内にある  
農地です。原則転用が許可できませんが、農振法第8条第4項が規定する  
農用地利用計画において、用途区分を農業用施設用地に変更済みです。農  
地法第5条第2項本文ただし書に該当し許可可能であると考えます。

●●については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある  
農地で、第1種農地に該当します。転用目的が農業用施設の設置であり、  
農地法施行令第11条第1項第2号イに該当し、許可可能であると考えます。

次に一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。な  
お、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、  
全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実  
であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」について  
は、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると思  
えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計

画図から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件であり、令和元年から令和3年にかけて農地転用許可申請をすることなく施設を設置したものです。申請者からは農地法について不確知であったこと、今後、農地法を遵守する旨の始末書が長門市農業委員会会長宛てに提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当、10番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10番 10番、担当の高林です。

この案件の補足説明といたしましては、2月総会の、議案第4号、番号3で説明したとおりでございます。

皆様のご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明いたします。4ページをご覧ください。

議案第4号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求めます。

令和6年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和6年5月1日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、油谷地区のみで、1件1筆の1,484㎡となります。

詳細につきましては、5ページ以降をご覧ください。

次に、7ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区のみで、4件10筆の8,811㎡となります。

詳細につきましては、8ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第18条第3項及び中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、追加議案、議案第5号、長門市農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。追加議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 5 号、長門市農地利用最適化推進委員の辞任について。

農業委員会等に関する法律第 23 条の規定に基づき、長門市農地利用最適化推進委員の辞任の申し出があったので同意を求める。

令和 6 年 4 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 3 月 19 日に、日置地区の上手隆司農地利用最適化推進委員から、2 ページにお示ししてありますとおり、辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第 23 条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されています。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするための提案です。

なお、上手委員におかれましては昨年 11 月頃から病気治療中で、今後も治療が継続するため職務を遂行できないとのことで、事務局も確認しております。

健康上の理由は、正当な事由として判断して差し支えないと思われまます。以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

17 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

17 番

17 番、大汐です。

今回、健康上の問題ということで、本当に大変だと思いますし、上手さんも重々考えられたうえでのご対応だと思います。

私としては、駄目ですよとか言うものじゃないですし、大変お疲れ様でしたという気持ちもございます。

ただもう一つ、この空いた席は今後、どうされるのかという説明をしていただけますでしょうか。

事務局長  
補佐

はい、お答えいたします。

その件につきましては、次の議案第 6 号の方で審議をさせていただきたいと思っております。

17番

はい、分かりました。

議長

他に質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。  
よって、本件に同意することを決定いたします。  
続きまして、追加議案、議案第6号、長門市農地利用最適化推進委員の  
欠員補充について、を議題といたします。  
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。追加議案書3ページをご覧ください。  
議案第6号、長門市農地利用最適化推進委員の欠員補充について。  
農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、長門市農地利用最適  
化推進委員の欠員補充について審議決定を求めます。  
令和6年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
議案第5号の議決を踏まえまして、上手委員は令和6年3月31日付けで  
退任ということになります。  
農業委員会等に関する法律第17条に、「農業委員会は、農地等の利用の  
最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから、農地利用最適化推進委  
員を委嘱しなければならない。」とあります。  
また、農林水産省の見解として、「推進委員の欠員が生じたことにより担  
当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、速やかに推進委員を  
委嘱することが適当である。」とございます。  
以上のことを踏まえ、欠員補充の実施を提案するものです。  
概要ですが、募集人員1名、担当地区は日置地区、12番。  
任期は、農業委員会が委嘱する日から令和8年7月19日までとなります。  
具体的なスケジュール案ですが、本日の総会で承認をいただければ、  
5月中に候補者を募集、6月定例総会後に農地利用最適化推進委員選定委員  
会を開催し候補者を選定、7月定例総会で承認をいただく予定としておりま  
す。  
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局の説明は、以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

16番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

16番 16番、木村です。  
今回、上手推進委員が3月いっぱいまで辞任という事ですが、新しい人が決まるまでの4月、5月、6月、7月の4か月間は、活動報告の空白ができるけど、それは問題ないですかね。

事務局長  
補佐 はい、お答えいたします。  
それは問題ございません。

16番 はい、分かりました。

議 長 他に質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。  
  
(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
  
(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって、農地利用最適化推進委員の欠員を補充することに決定をいたします。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入らせていただきます。10ページをご覧いただけたらと思います。  
報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したものの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。  
番号1。  
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。  
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,911㎡。  
令和6年3月1日に合意解約しております。  
ほか2件の合意解約となります。  
続きまして、11ページをご覧ください。  
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。  
番号1。  
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。  
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。  
転借人は、●●▲▲番地、株式会社●●。  
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,544㎡、  
ほか2筆。  
令和6年3月15日に合意解約しております。  
ほか18件の合意解約となります。  
報告事項1については、以上となります。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　続きまして、報告事項2の説明をお願いします。

事務局長 　　それでは説明いたします。14ページをご覧ください。  
報告事項2、農業用施設設置届受理報告でございます。  
番号1。  
内容としましては、農業用機械、軽トラックの駐車場を設置するもので  
ございます。  
令和6年4月3日に受理しております。  
以上でございます。

議 長 　　ただいま、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　報告事項は、以上となります。  
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長  
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和6年5月15日、水曜日、9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、5月1日、水曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしく願いいたします。

また、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

長門、三隅地区は、4月23日、火曜日、午前10時から長門地区、午後2時から三隅地区。油谷、日置地区につきましては、4月24日、水曜日、午前10時から油谷地区、午後2時から日置地区となります。ご参加のほど、よろしく願いをいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。  
お疲れでございました。

終了時間 午前10時10分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年4月15日

長門市農業委員会会長      大   野   耕   作

議事録署名委員      岡   藤   英   雄

議事録署名委員      村   岡   清   美